

## 境港管理組合工事費内訳書徴収要領

### 1 趣旨

この要領は、建設工事について入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、その入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に当該入札において提示した建設工事の請負代金の積算内訳を示す書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 持参義務

入札参加者は、鳥取県内において発注する建設工事（以下「鳥取県属地工事」という。）については別記1により、島根県内において発注する建設工事（以下「島根県属地工事」という。）については別記2により作成し、入札場所に工事費内訳書（別記様式又はこれに準じた書式によるものに限る。以下同じ。）を持参しなければならない。

### 3 提出義務

すべての入札参加者は、その入札の際、2により持参した工事費内訳書を、当該入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）に提出しなければならない。

### 4 工事費内訳書に記載すべき事項

工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 入札者の所在地、商号及び名称、代表者(支店長等)の職名・氏名
- (4) 入札価格
- (5) 工事費の内訳

### 5 提出方法等

- (1) 工事費内訳書の提出は、入札執行職員が指示するところに従って行うものとする。
- (2) いったん入札執行職員に提出された工事費内訳書については、その指示による場合を除き、修正、差換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 工事費内訳書を提出しない入札参加者及び(1)により提出した工事費内訳書が別記1又は別記2の留意事項に沿って作成されていない場合、失格又は無効とする。

### 6 保管

入札を執行した後、5の(1)により提出された工事費内訳書は総務課において、他の入札関係書類と併せて保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月28日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年5月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用する。
- 2 改正後の別記1の3（2）の規定については、令和8年9月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用し、同日前に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行った建設工事の入札については、なお従前の例による。

## 別記 1

### 鳥取県属地工事における工事費内訳書の取扱いについて

#### 1 工事費内訳書提出対象工事

全ての建設工事

#### 2 工事費内訳書の作成にあたっての留意事項

(1) 工事費の内訳は、当該工事に係る閲覧用設計図書の各項目に対応するものとし、その項目ごとの単位、数量及び金額を、少なくとも次の項目について表示するものとする。

##### ア 土木系工事(土木工事積算基準によるもの)

閲覧用設計書の本工事費内訳書及び明細表に記載されているもののうち、工事区分・工種・種別・細別に対応するもの及び労務費等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に規定する材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和6年国土交通省令第105号)第1条に規定する法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金をいう。)以下同じ。)

##### イ 建築・設備系工事(建築積算基準によるもの)

閲覧用設計書の種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書に記載されているもののうち、種目・科目・中科目に対応するもの及び労務費等

##### ウ その他の工事

原則としてアに準じて作成するものとする。ただし、特に必要がある場合は、別に定めるところによる。

#### 3 審査基準

提出した工事費内訳書が次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

(1) 工事費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が第1回目の入札書に記載した入札価格と異なるもの。

(2) 積算内訳が積算区分(工種・種別・細別又は種目・科目・中科目とする。以下同じ。)ごとに記載されていないもの又は労務費等の記載がないもの

(3) 必要な積算区分について記載がないもの

(4) 値引きをする場合において、その内訳が積算区分ごとに記載していないもの

(5) その他重大かつ明白な不備があるもの

## 別記 2

### 島根県属地工事における工事費内訳書の取扱いについて

#### 1 工事費内訳書提出対象工事

全ての建設工事

#### 2 工事費内訳書の審査

落札候補者の工事費内訳書について、下記 4 の審査基準により無効となる内容ではないかを審査する。無効となった場合は次順位者を落札候補者として、同様の審査をし、落札候補者を決定する。

#### 3 審査対象

原則、落札候補者のみを審査し、他の応札者は審査しない。

ただし、落札候補者が次順位のものへ移行した場合は、次順位者のみを対象とする。

#### 4 審査基準

審査対象者の工事内訳書が次のいずれかに該当する場合は、その者が行った入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
- (2) 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- (3) 端数処理を行っているもの（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
- (4) 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（建築関連工事を除く。）
- (5) 値引き表示のあるもの
- (6) タテヨコ計算に違算があるもの（法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。）
- (7) 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）もの（建築関連工事を除く。）

#### 5 工事費内訳書における法定福利費の明示について

工事費内訳書において、現場管理費等の内訳として法定福利費について個別に明示した場合は、契約後の請負代金内訳書の提出を省略することができることとする。ただし、法定福利費の明示の有無及び発注者の想定している法定福利費との相違は審査基準に含まない。

## 工 事 費 内 訳 書

入札者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 入札価格 円

4. 入札価格の内訳

工種・種別・細別 (種目・科目・中科目)	数量	単位	単 価	金 額	備考

- (注) 1 内訳については、原則として、閲覧用設計図書の項目に準じて作成することとし、工種・種別・細別又は種目・科目・中科目の区分まで記載すること。  
(道路土工費 一式 〇〇千円、諸経費 一式 〇〇千円等の記載のみでは不十分)
- 2 値引きをする場合は、積算区分ごとに記載すること。(一括して記載するのは不可)
- 3 内容欄が不足する場合は、適宜、別葉とすること。
- 4 材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、市場単価方式、標準単価方式を活用している工事等では、以下のとおり記載すること。
- ① 全てを計上できない場合にあつては、「算出不可」、「計上不可」等、その旨が分かるように記載すること。
- ② 一部のみ計上できない場合にあつては、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載すること。
- 5 法定福利費については、概算金額を記載すること。